

迷惑メールに係る対応方策について (検討の対象)

事 務 局

迷惑メールと特定電子メールの範囲

迷惑メール

特定電子メール (未承諾の広告、宣伝メール)

- ・ 低金利商品等の広告、宣伝メール
- ・ 違法なパソコンソフト等の広告、宣伝メール

青少年に有害なメール

- ・ 出会い系サイト、アダルトグッズ等の
 広告、宣伝メール
- ・ 薬物等の広告、宣伝メール

詐欺目的のメール

- ・ 不当料金請求につながるサイトの広告、宣伝メール
 - ・ 架空料金請求メール
 - ・ フィッシングメール

ウイルスメール等

- ・ ウイルスメール
- ・ ウイルスをブロックした
 エラーメール

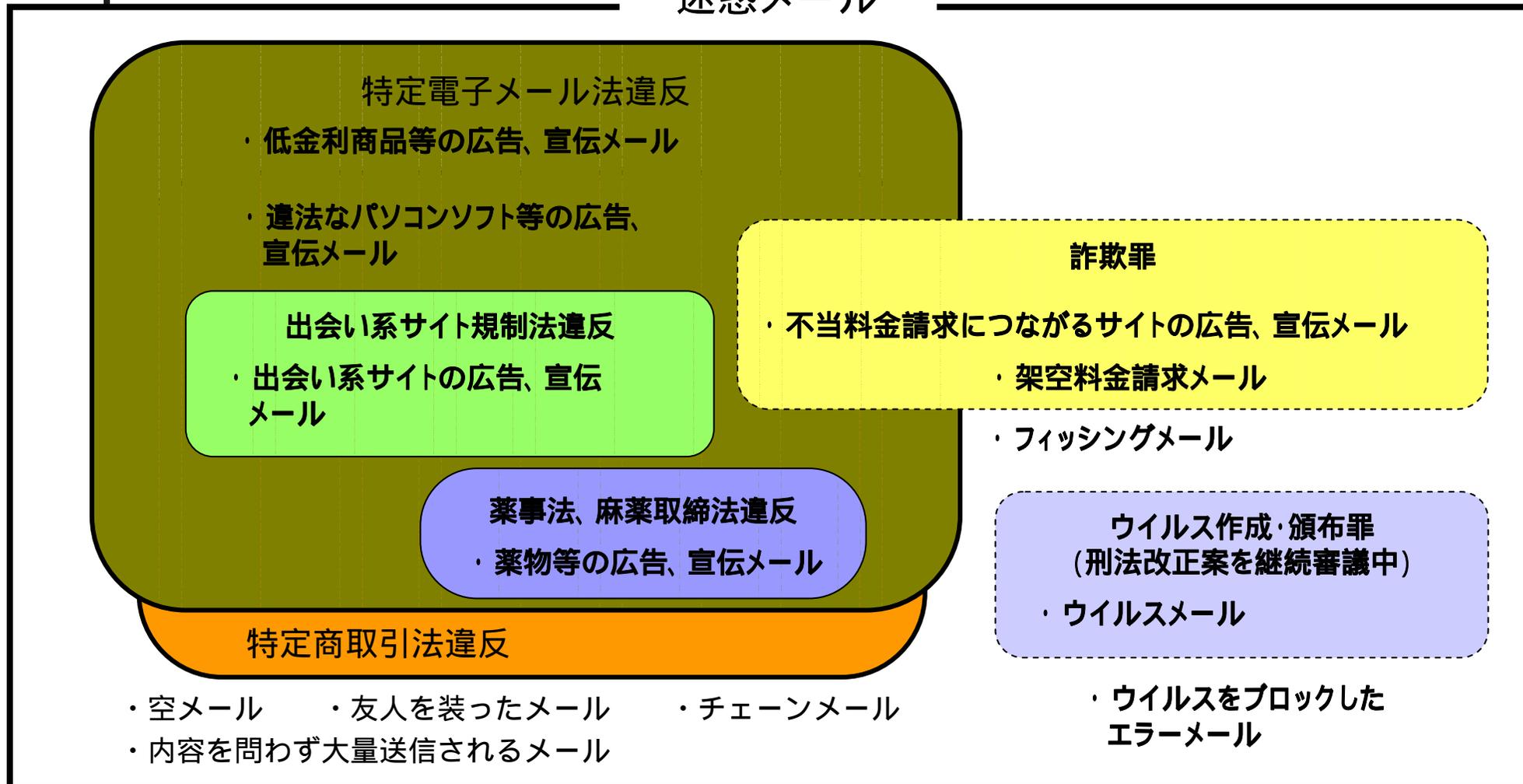
- ・ 空メール
- ・ チェーンメール
- ・ 友人を装ったメール
- ・ 内容を問わず大量送信されるメール

(その他)

- ・ 法律を遵守した広告メール
- ・ メールマガジン等のうち会員登録したことを忘れてしまったもの

迷惑メールと特定電子メールの範囲

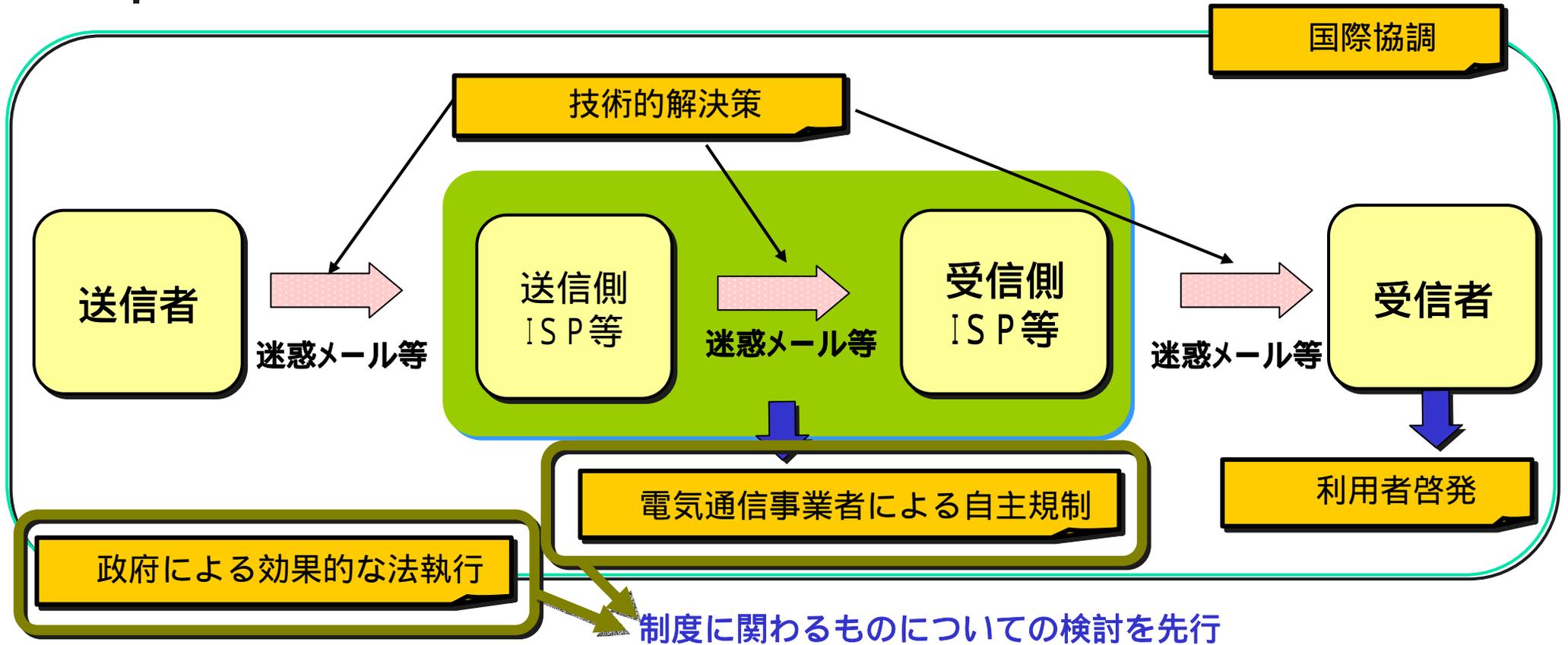
迷惑メール



(その他)

- ・ 法律を遵守した広告メール
- ・ メールマガジン等のうち会員登録したことを忘れてしまったもの

迷惑メールに関する対応策の検討の方向性（再掲）



➡ 検討対象としては、まず制度の見直しを伴う可能性のある 及び のうち法律に根拠規定があるものを対象とし、その後、運用面での見直しとなる のうち自主的な対応によるもの及び について検討を行うことが適当。

迷惑メールに関する対応策の具体例（再掲）

政府による効果的な法執行

- ・ショートメッセージサービス（SMS）による迷惑メール等を規制対象に追加
- ・特に悪質な違反行為に直接刑事罰を科すことを可能とする直罰化

電気通信事業者による自主規制

- ・法令や約款に基づき悪質な迷惑メール送信者に対し利用停止等の措置を実施
- ・特定のISP等だけでなく多くの事業者が連携して迷惑メール送信を困難化

技術的解決策

- ・メール送信者の情報を認証する送信者認証技術の導入

利用者啓発

- ・ISP等により提供されるフィルタリングサービス等の積極的な活用

国際協調

- ・迷惑メール対策に関する諸外国との協調推進（MoU締結等）